

平成19年11月19日

東京都知事
石原 慎太郎 殿

特別区長会会長 多田 正見

東京都市長会会長 尾又 正則

東京都町村会会長 青木 國太郎

後期高齢者医療制度の財政支援に関する緊急要望

平素より、区市町村の行政運営に際し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都内62区市町村におきましては、東京都後期高齢者医療広域連合を設置して、平成20年4月からの後期高齢者医療制度実施に向けた準備を進めているところです。

去る11月2日には、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会代表により構成される広域連合の協議会において保険料に関する協議を行いました。

その際、特段の財政措置を講じない場合の保険料が現行の国民健康保険料（税）と比較して大幅な負担増となることから、2か年の時限的な対応として、区市町村の一般財源を投入する旨合意いたしました。その結果、一人当たり平均保険料を年額10万2,900円に抑えることができました。

しかし、こうした財政措置を講じてもお、低所得者層にとって保険料負担は重く感じられ、さらなる配慮が必要との認識で一致しております。

区市町村としては可能な限りの財政支出を決断したところではありますが、保険料負担増による高齢者の生活への影響及び厳しい区市町村財政の状況を考慮し、都においても一定の財政支援を行っていただくよう、下記のとおり強く要望いたします。

記

1 低所得者対策に必要な財政支援

現行国民健康保険料（税）と比較して負担増の幅が大きく、また、非課税特例の経過措置終了に伴い住民税も負担増となる旧ただし書所得92万円（年金収入245万円）までの所得階層の被保険者に対する激変緩和措置に要する経費として、広域連合に対し15億円の財政支援を行うこと。

2 すべての被保険者の負担軽減に係る財政支援

東京都の所得水準が全国平均の1.72倍とされたことにより、国からの普通調整交付金の交付額が約227億円減額される。

その結果、一人当たり保険料が約2万円上昇することになるため、この影響分について、都内では全国と比較して生計費が多額にならざるを得ないこと等を勘案し、被保険者の負担を軽減するための財政支援を行うこと。

とりわけ、広域連合協議会において2年間の措置として、区市町村の一般財源を投入する旨合意した項目（財政安定化基金拠出金、審査支払手数料及び保険料収納率が100%に満たない差額分）に係る70億円の経費について、区市町村財政の現状を考慮し、財政支援を行うこと。

3 保健事業の実施に係る財政支援

今般の制度改正により、後期高齢者の保健事業実施については広域連合の努力義務とされ、国、都道府県による経費の義務的負担はなくなったが、国においては、概算要求において一定の財源措置を予定している。

東京都においては、国のこうした対応や区市町村国民健康保険における特定健康診査等との均衡も踏まえ、都民の健康を保持・増進し、医療費の適正化につなげる観点から、従前の基本健康診査と同様に必要経費の3分の1の財源補助を行うこと。